

奈良市告示第363号

奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の移住に伴う負担を軽減し、本市への定住及び定着を図ることにより、地域コミュニティの維持及び活性化を促進することを目的に、予算の範囲内で奈良市子育て移住・定住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯が次のいずれにも該当する場合をいう。

ア 申請者及びその配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

若しくはそのいずれかが本市への転入時点において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年奈良市告示第384号）第2条に規定するファミリーシップの関係にある子を含む。）を養育している場合又は申請者若しくはその配偶者が妊娠している場合

イ 支援金の対象となる住宅（以下「支援対象住宅」という。）の売買契約又は工事請負契約（以下「売買契約等」という。）を締結した日において、申請者及びその配偶者が39歳以下である場合

(2) 新築住宅 新たに建築された居住の用に供したことの無い住宅であって、建築工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市外から転入した子育て世帯であること。
- (2) 支援金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）において、子育て世帯の構成員全員が同一の住所に住民登録し、又は居住を予定していること。
- (3) 本市に転入する日前1年間に於いて、本市に住所を有していないこと。
- (4) 本市に転入する前の住所地及び本市における市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者でないこと。
- (6) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく支援金を受けていないこと。
- (8) 交付申請日から5年以上本市内に居住する意思を有していること。

（支援対象住宅）

第4条 支援対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在し、自己の居住の用に供する住宅であること。
- (2) 交付申請日において、売買契約等に基づき取得し、申請者名義による所有権の登記が完了していること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、1世帯につき30万円とする。

- 2 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成された奈良市立地適正化計画に規定する居住誘導区域又は居住環境維持区域に申請者が支援対象住宅を所有して転入する場合の支援金の額は、前項の額に10万円を加えた額とする。

（事前申出）

第6条 申請者は、支援対象住宅の売買契約等をした日から6月が経過する日まで又は転入日のいずれか早い日までに、奈良市子育て移住・定住支援金事前申出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて事前に市長に申し出なければならない。

- (1) 支援対象住宅に係る土地建物売買契約書（新築住宅にあつては、工事請負契約書）の写し
 - (2) 本市への転入前の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、申出日前3月以内に交付を受けたものに限る。）
 - (3) 前号の住民票の写しに記載された住所に居住していた期間が1年未満の場合は、その期間を含む過去1年間の住所が確認できる書類の写し
 - (4) 妊娠している者がいる世帯にあつては、妊娠していることを確認することができる母子健康手帳等書類の写し
 - (5) 支援対象住宅の所在地が確認できる地図の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の規定による申出後、申出の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更内容が分かる書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 3 申請者は、第1項の規定による申出を取り下げる場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（支援金の交付申請及び実績報告）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による申出を行った後、転入日から6月が経過する日までに、奈良市子育て移住・定住支援金交付申請書兼実績報告書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転入後の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、交付申請日前3月以内に交付を受けたものに限る。）
- (2) 本市へ転入する前の住所地において市区町村税の滞納がないことを証明する書類（交付申請日前3月以内に交付を受けたものに限る。）
- (3) 支援対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、速やかに奈良市子育て移住・定住支援金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による審査により支援金を交付することが不適当と認められたときは、奈良市子育て移住・定住支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知す

るものとする。

（支援金の請求）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、奈良市子育て移住・定住支援金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めたとき、この要綱及び関係法令に違反したと認めたとき又は市長の指示に従わないときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（市の調査への協力）

第11条 支援金の交付を受けた者は、交付申請日から原則として5年間、本市が実施するアンケート調査、ヒアリング等の協力の求めがあったときは、それに応じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月7日から施行する。

（適用区分）

2 第6条の規定は、この告示の施行の日以後に締結する売買契約等について適用する。

（奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱の一部改正）

3 奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱（平成28年奈良市告示第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項に次のただし書を加える。

ただし、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱（令和8年奈良市告示第363号）に基づく支援金の交付を受ける場合は、この限りでない。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先） 奈良市長

奈良市子育て移住・定住支援金事前申出書

奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第 6 条に基づき、次のとおり申し出ます。

1 申請者

フリ ガナ		年齢	生年月日（西暦）
氏名		歳	年 月 日
現住所	〒	電話	
		メール アドレス	

2 世帯の構成員（申請者を除く。）

フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
備考				

※妊娠の有無等特記事項がある場合は備考欄に記載すること

3 支援対象住宅

種別	☐ 注文住宅（新築） ☐ マンション購入 ☐ 中古住宅 ☐ 建売住宅 ☐ その他（ ）	契 約 日	年 月 日
新しい住宅の住所	(〒 -) 奈良市		
居住区域	住宅の所在地について当てはまるものにチェックしてください。(※) ☐ 居住誘導区域 ☐ 居住環境維持区域 ☐ 該当なし		
工事着工予定年月日	年 月 日	住替え	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日	予定日	

※「居住誘導区域」「居住環境維持区域」の対象エリアは、「奈良市地図情報公開サイト (<https://naracity.geocloud.jp/mp/37>)」からご確認いただけます。

<添付書類>

- ☐ 支援対象住宅に係る土地建物売買契約書（新築住宅においては、工事請負契約書）の写し
- ☐ 本市への転入前の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、申出日前3月以内に交付を受けたものに限り。）
- ☐ 上記の住民票の写しに記載された住所に居住していた期間が1年未満の場合は、その期間を含む過去1年間の住所が確認できる書類の写し
- ☐ 妊娠している者がいる世帯にあつては、母子健康手帳等の妊娠していることを確認することができる書類の写し
- ☐ 支援対象住宅の所在地が確認できる地図の写し

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

奈良市子育て移住・定住支援金交付申請書兼実績報告書

奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請及び報告します。

1 申請者

フリ ガナ		年齢	生年月日（西暦）
氏名		歳	年 月 日
現住所	〒	電話	
		メール アドレス	

2 世帯の構成員（申請者を除く。）

フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
フリガナ		続柄	年齢	生年月日（西暦）
氏名			歳	年 月 日
備考				

※妊娠の有無等特記事項がある場合は備考欄に記載すること

3 支援金の交付申請及び実績報告

支援金の 交付申請及び 実績報告	円
	内 訳 (1) 基礎額 300,000円 (2) 加算要件(住宅の所在について当てはまるものにチェック) ☐ 居住誘導区域 100,000円 ☐ 居住環境維持区域 100,000円 ☐ 該当なし

※「居住誘導区域」「居住環境維持区域」の対象エリアは、「奈良市地図情報公開サイト(<https://naracity.geocloud.jp/mp/37>)」からご確認いただけます。

4 誓約事項

申請者及び世帯の構成員は、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第7条に基づき支援金を申請及び報告するに当たり、以下の事項を誓約します。

(1) 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。
(2) 過去にこの要綱に基づく支援金を受けていないこと。
(3) 交付申請日から5年以上本市内に居住する意思を有していること。
(4) 以下の場合には、支援金の全部又は一部を返還すること。 ①偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。 ②この要綱及び関係法令に違反したとき。 ③その他市長の指示に従わないとき。
(5) 交付申請日から原則として5年間、本市が実施するアンケート調査、ヒアリング等に協力すること。

上記事項について、誓約します。 申請者氏名： _____

5 個人情報の取扱いに関する同意事項

申請者及び世帯の構成員は、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第7条に基づき支援金を申請及び報告するに当たり、以下の取扱いに同意します。

(1) 本市は、支援金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、市税の納付状況について必要な限度において調査する場合があること。
--

上記事項について、同意します。 申請者氏名： _____

<添付書類>

- ☐ 転入後の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、交付申請日前３月以内に交付を受けたものに限る。）
- ☐ 本市へ転入する前の住所地において市区町村税の滞納がないことを証明する書類（交付申請日前３月以内に交付を受けたものに限る。）
- ☐ 支援対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

奈良市子育て移住・定住支援金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市子育て移住・定住支援金について、次のとおり決定（確定）したので、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

支援金の名称	奈良市子育て移住・定住支援金
交付決定（確定）金額	円
交付条件	(1) 奈良市補助金等交付規則、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱及び関係法令の規定を遵守すること。 (2) 交付申請日から原則 5 年間は本市に定住することに努め、本市が実施するアンケート調査、ヒアリング等に協力すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長



奈良市子育て移住・定住支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市子育て移住・定住支援金について、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付しないこととする決定をしましたので通知します。

記

申請者の氏名

不交付決定の理由（ ）

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者
住所
氏名

奈良市子育て移住・定住支援金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定（確定）のあった奈良市子育て移住・定住支援金について、奈良市子育て移住・定住支援金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

支援金の名称	奈良市子育て移住・定住支援金
交付決定（確定）金額	円
交付請求金額	円
添付書類	・ 相手方登録申請書類